

金融円滑化に向けた当金庫の取り組み状況について

中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第7条第1項に規定する説明書類

当金庫は平成21年度を初年度とする3カ年計画「やましんつなぐ力2009」において、会員のみなさまや地域のお客様、自治体等の様々な主体や、地域を超えた業界としての連携をさらに進化させ、強化させていくことで、地域と主に一体となった持続的な発展を目指して各種の取り組みを進めて参りました。

今般、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行に伴い、法の趣旨をふまえてこれまでの取り組みをさらに発展させるとともに、地域経済と地元産業の発展のために金融の円滑化に全力を傾注して取り組んで参ります。

こうした当金庫の取り組み姿勢をご理解いただくために、以下の通り中小企業等金融円滑化にかかる実施措置の状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 当金庫は「金融円滑化方針の制定の目的」を以下の通り定め、取り組み姿勢を明確化しています。

「地域の健全な事業を営む事業者のみなさま及び個人の取引先のみなさまに対して、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者のみなさまの経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、本方針を定めます。」

2. 当金庫は「地域金融円滑化のための取組み方針」を以下の通り定めています。

「お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。」

3. 当金庫では当金庫が実施すべき「金融円滑化」を以下の通り定義し、その推進を図っています。
- (1) お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等の受付を実施します。
 - (2) お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行います。
 - (3) 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）の締結に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行います。
 - (4) お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施します。
 - (5) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「中小企業者等金融円滑化法」という。）」に規定する必要な措置を適切に実施します。
 - (6) その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が発生した場合は、適切に対応します。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 金融円滑化を適切かつに実施するための管理体制および組織体制を以下の通り定めています。
 - (1) 金融円滑化管理に関する方針を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、理事会において「金融円滑化管理責任者」を選任いたしました。
また、理事会、常務会及び金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規定」を策定いたしました。
 - (2) 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門（融資部）は、定期的又は必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを図っています。
 - (3) 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート管理責任者は連携して顧客保護を図るための取組みを行っています。
 - (4) 顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援については、融資部財務支援室がこれを行っています。
 - (5) 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力（以下、「目利き能力」という。）の向上のため、総務部は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施しています。

2. 金融円滑化推進のために理事会、常務会、金融円滑化管理責任者等の役割を以下の通り定めています。

(1) 理事会

金融円滑化管理に係る最終意思決定機関は理事会と定めています。

(2) 常務会

①常務会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告しています。

②常務会は、金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的又は必要に応じて、管理体制の改善を図っています。

(3) 金融円滑化管理責任者等

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門（以下、「金融円滑化管理部門」という。）を融資部とし、融資部担当役員を金融円滑化管理責任者と定めています。

3. 金融円滑化管理にかかる各手続き、記録の保存、報告体制等は以下の通りです。

(1) 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門と連携し、以下の①から⑦の項目に係る当金庫の規定等を集約した「金融円滑化マニュアル」を策定し、役職員に対し周知徹底を図るとともに、定期的又は必要に応じて見直しを図っています。

①新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合の対応に関する手続き

②新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成・保管及び報告に関する手続き

③新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査に関する手続き

④新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査の結果、謝絶することとなった場合の手続き（顧客説明・顧客サポート及び報告に関する手続きを含む）

⑤顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援に関する手続き

⑥中小企業者等金融円滑化法に基づく開示・報告に関する手続き

⑦その他金融円滑化に関する手続き

(2) 金融円滑化管理に係る報告体制は以下のとおりです。

①関係業務部門及び営業店等は、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告しています。

②金融円滑化管理責任者は、定期的又は必要に応じて随時、理事会、常務会及び監事等に対して金融円滑化関連情報又は金融円滑化管理の状況について報告を行って

います。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行なうための体制の概要

1. 各営業店窓口「金融円滑化相談窓口」を設置し、お客様からの金融円滑化に関する相談に的確に対応する態勢を整えています。
2. 本部の金融円滑化相談窓口専用直通電話（フリーダイヤル）を設置しています。

金融円滑化相談電話窓口 0120-032-167
(直通ダイヤル)

3. 金融円滑化の推進に伴う対応として、苦情相談に対する基本方針を以下の通り定めています。
 - (1) 中小企業者等金融円滑化法を踏まえ、中小企業のみなさま、住宅資金をご利用のみなさまからの事業資金並びに住宅資金の貸付条件の変更等に関する申込み等及び相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう必要な体制を整備しています。
 - (2) 中小企業のみなさまからの貸付条件の変更等の申込み等について、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会等が関係している場合には、これらの者と緊密な連携が図れるよう必要な体制を整備しています。
 - (3) 住宅資金をご利用のみなさまからの貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、これらの者と緊密な連携が図れるよう必要な体制を整備しています。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行なうための体制の概要

1. 中小企業のみなさまの経営改善支援等について以下の通り定めています。
 - (1) 中小企業のみなさまの経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援については、融資部財務支援室が営業店と共同してこれを行っています。

(2) 中小企業のみなさま方の事業価値を適切に見極めるための能力（以下、「目利き能力」という。）の向上のため、総務部は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施しています。

2. 具体的な取り組みは以下の通りです。

(1) お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備にも積極的に取り組んでいます。本部に専門部署である「財務支援室」を設置し、中小企業診断士の資格保持者を中心として取引先企業のサポートを行っています。

また、中小企業庁が実施している「中小企業応援センター事業」にも本部と営業店が連携して参画し、専門家のアドバイスを受けつつ取引先企業の経営支援活動を推進しています。

(2) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を次の通り積極的に実施しています。

①「融資マン養成講座」：営業店の業務推進課員（渉外担当者）に対し、金庫内の融資のエキスパート職員が講師となって「目利き力」向上を目指して開講しています。

②「中小企業診断士養成講座」：中小企業専門のコンサルタントである「中小企業診断士」の資格取得を支援するため、金庫内の有資格者などが講師となって開講しています。

(3) 平成15年度から、事業所の専門担当員としてビジネスマネージャー制度を導入し、取引先中小企業のサポート強化を図っています。

以 上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表4まで)
(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	614	3,395	6,823	11,116		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付け債権の額	286	1,505	3,767	6,529		
うち、実行に係る貸付債権の額	3	898	2,045	4,429		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	284	512	512		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	282	322	1,209	1,587		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付け債権の額	327	1,889	3,055	4,586		
うち、実行に係る貸付債権の額	41	1,260	2,121	3,673		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	37	195	195		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	24	73	73		
うち、審査中の貸付債権の額	285	563	676	614		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	28	62	103		

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	44	192	344	483		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付け債権の数	4	45	81	118		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	34	57	93		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4	8	8		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	3	7	15	16		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付け債権の数	40	147	263	365		
うち、実行に係る貸付債権の数	4	96	183	299		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	5	12	12		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	4	5	5		
うち、審査中の貸付債権の数	36	40	56	37		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	12	17		

(別表3)

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付け債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	34	517	2,662	3,902		
うち、実行に係る貸付債権の額	3	485	1,430	2,834		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	32	32	32		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	30	0	1,199	1,035		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0		

(別表4)

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付け債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3	23	48	67		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	20	31	50		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	3	3		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	2	0	14	14		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況(別表5及び別表6)

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	107	471	633	826		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	119	366	613		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	10	55	55		
うち、審査中の貸付債権の額	107	254	99	31		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	87	112	126		

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	10	34	47	62		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	7	26	44		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	4	4		
うち、審査中の貸付債権の数	10	18	7	2		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	8	10	12		